

平成30年9月26日

東京地方裁判所民事第20部合議係 御中

破産管財人 瀬戸英雄

調査報告書(21)

第1 破産財団の現状等

1 破産財団の現状

平成30年8月31日時点の破産財団の預金残高は、17億3845万0772円である(後記中間配当未了額4億3012万0912円を含む)。

2 収支の状況

前回報告以降の収支(平成30年3月1日～同年8月31日)は、以下のとおりである。

- ・収入：41万0190円(営業貸付金の回収等)
- ・支出：8675万8335円(中間配当、根抵当権仮登記抹消費用、アセットファイナンス清算費用、破産管財業務費用等)

3 負債(破産債権・財団債権)の状況

(1) 確定破産債権

確定破産債権総額は、3609億5878万4116円である(平成30年8月31日時点)。

(2) 財団債権

財団債権は、判明したのから順次弁済をしている。

第2 中間配当

1 中間配当の進捗状況

これまでに4回の中間配当を実施し、合計277億3741万3138円(配当率7.8%)を配当した(平成30年8月31日時点)。

	対象者数	配当率	配当額	支払済数	支払済額
第1回	32,716名	2%	7,231,175,072円	27,630名	7,158,794,392円
第2回	32,682名	3%	10,839,257,827円	26,015名	10,686,763,415円
第3回	32,653名	2%	7,212,306,836円	24,263名	7,084,766,805円
第4回	32,632名	0.8%	2,884,794,315円	20,890名	2,807,088,526円

2 配当未了の状況

所在不明等の理由から配当できない債権者は、延べ1万1742名、配当未了額の合計は、4億3012万0912円である。

第3 根抵当権設定仮登記・本登記の抹消

破産管財人は、これまでにSFCG及びアセットファイナンス名義の根抵当権設定仮登記（5万1640件）及び根抵当権設定本登記（588件）の抹消を行った（平成30年8月31日時点）。破産手続終結までに、残存する登記を可能な限り抹消するよう努めたい。

第4 破産者大島健伸の破産手続

SFCGは、破産者大島健伸（以下「破産者大島」という。）に対して金53億3343万5863円の破産債権を有しており、同人の破産手続において相当額の配当金を受領する見込みである。同破産手続における資産換価は完了しているが、以下のとおり訴訟が係属している。

① 破産債権査定異議の訴え

破産債権査定異議の訴えの状況は下表のとおりである。いずれも破産債権の額を0円とする査定決定を不服として東京地方裁判所へ提起されたものである。前回報告後に、下表1及び2は、破産債権の額を0円とする査定決定を認可する判決が確定し、係属中の訴訟事件は下表3及び4の2件となった。

破産債権査定異議の訴えの状況

	届出債権者	届出債権の内容	届出債権の額	訴訟の経過
1	(株)ニュー 訴訟承継人 (株)ASA	代位弁済請求権	25億4389万7260円	平成28年12月22日 訴え提起 平成29年10月20日 一審判決（破産債権額を0円とする査定決定を認可） 平成30年4月19日 二審判決（控訴棄却）【確定】
2	(株)IRE	念書に基づく請求権	100億円	平成29年1月26日 訴え提起 同年8月23日 一審判決（破産債権額を0円とする査定決定を認可） 平成30年2月22日 二審判決（控訴棄却） 同年3月12日 上告及び上告受理申立て 同年9月7日 最高裁判決（上告棄却・上告不受理）【確定】
3	(株)MAGねっと ホールディングス	念書に基づく請求権	37億5616万6038円	平成29年3月10日 訴え提起 平成30年3月15日 一審判決（破産債権額を0円とする査定決定を認可） 同年8月2日 二審判決（控訴棄却） 同年8月17日 上告及び上告受理申立て
4	(株)ASA	念書に基づく請求権	26億9418万7151円	平成29年3月17日 訴え提起 平成30年9月7日 一審判決（破産債権額を0円とする査定決定を認可） 同年9月20日 控訴提起

② 破産手続開始当時に係属していた訴訟の受継申立て

破産者大島に対する会社法429条1項に基づく損害賠償請求及び慰謝料請求等を内容とするものであり、係属中の訴訟事件は下表記載の2件である。

受継訴訟の状況

	届出債権者	届出債権の内容	届出債権の額	訴訟の経過
1	(有)アルファシステム外3名	損害賠償請求権	計3634万8007円	平成29年11月28日 一審判決（請求棄却） 平成30年5月16日 二審判決（控訴棄却） 同年5月30日 上告及び上告受理申立て
2	(有)クロセ製作所	損害賠償請求権	1073万4676円	平成29年10月3日 一審判決（請求棄却） 平成30年5月24日 二審判決（控訴棄却） 同年6月6日 上告及び上告受理申立て

第5 今後の進行

破産者大島の破産手続による配当を待つて最後配当を実施する。その他、破産手続の終結に向けて残務処理を進めている。

以上

平成21年(フ)第7100号
破産者 株式会社SFCG
破産管財人 瀬戸 英雄

財産目録

(開始決定日=平成21年4月21日)

(単位:円)

	帳簿価額 (平成21年4月21日)	開始決定時評価 額又は回収額	明細	
【流動資産】	300,336,124,621	38,404,758,157		
現金及び預金	669,846,249	718,938,788		
買取手形	43,185,252	139,896,349		
営業貸付金	242,049,842,107	14,821,119,507	利息も含めた回収額を記載しており、債権譲渡否認による戻り債権からの入金、抹消手数料も含めている。なお、過払顧客からの入金分(財団債権部分)も含まれており、今後返還対象となり得る。	
事故貸付金	3,541,899,595	0		
管理貸付金	7,399,443,963	0		
関係会社短期貸付金	24,870,575,347	0		関係会社否認訴訟にともなう和解により一括回収
法務予納金	217,418,373	76,687,026		
法務保証金	382,188,000	555,728,469		
未収入金	4,794,166,819	2,484,558,054	租税公課還付金	
仮払金	273,388,863	0	資産性なし	
未收利息	248,791,327	0	長期貸付金 参照	
立替金	12,596,076	0	資産性なし	
預け金	15,832,782,650	1,467,829,964	開始決定時評価額	
その他	0	18,140,000,000	関係会社否認訴訟にともなう和解金、取戻資産売却代金等、日本振興銀行グループからの債権譲渡等代金、新生信託銀行からの預託金返還、営業貸付金売却金等回収額および今後の回収見込額を加味して評価	
【固定資産】	17,251,653,122	216,151,896		
(無形固定資産)	64,400	2,000		
電話加入権	64,400	2,000	開始決定時評価額	
(投資その他の資産)	17,251,588,722	216,149,896		
投資有価証券	2,113,808,000	552,000	出資先清算配当による回収額	
関係会社株式	157,627,800	149,665,600	税金滞納に伴う差押えによる充当額、アセットファイナンス等の清算に伴う回収額	
特定金銭信託	870,000,000	0	借入金と相殺	
出資金	130,000	30,000	払戻しによる回収額	
長期貸付金	13,830,999,999	0	日本振興銀行 借入金と相殺 中小企業保証機構 求償債権と相殺	
敷金・保証金	279,022,923	65,902,296		
資産合計	317,587,777,743	38,620,910,053		

平成21年(フ)第7100号
 破産者 株式会社SFCC
 破産管財人 瀬戸 英雄

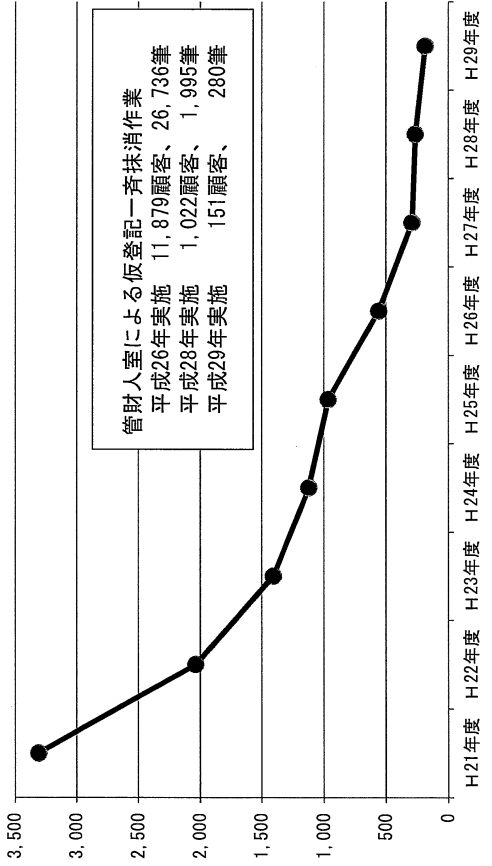
破産貸借対照表

(開始決定日=平成21年4月21日)

(単位:円)

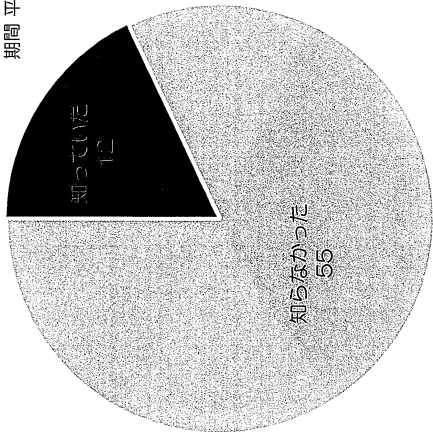
資産の部			負債の部		
番号	科目	評価額又は 財団組成額	番号	科目	評価額＝ 認める債権額
1	現金及び預金	718,938,788	1	普通破産債権	360,956,780,716
2	買取手形	139,896,349	2	優先的破産債権	2,003,400
3	営業貸付金	14,821,119,507	3	財団債権	額未定
4	法務予納金	76,687,026			
5	法務保証金	555,728,469			
6	未収入金	2,484,558,054			
7	預け金	1,467,829,964			
8	その他資産	18,140,000,000			
9	電話加入権	2,000			
10	投資有価証券	552,000			
11	関係会社株式	149,665,600			
12	出資金	30,000			
13	敷金・保証金	65,902,296			
資産合計		38,620,910,053	負債合計		360,958,784,116 及び額未定

仮登記抹消書類交付依頼受付件数推移



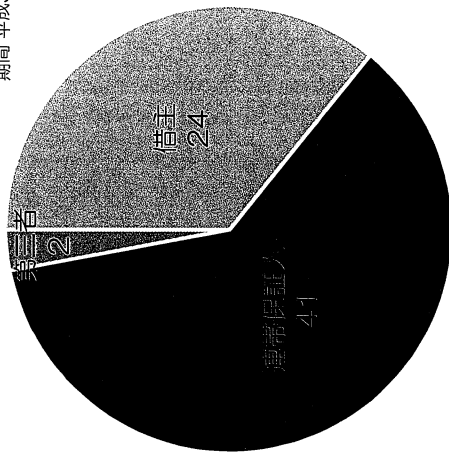
仮登記事前認識の有無

期間 平成30年3月～同年8月



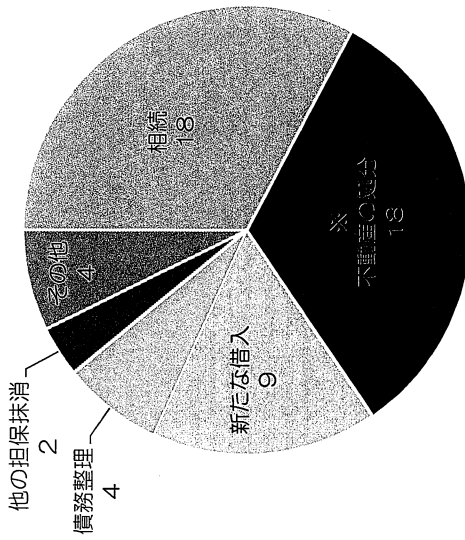
抹消を求める主体 (借主か保証人か)

期間 平成30年3月～同年8月



事前認識の無かった者が 仮登記の存在を認識した経緯

期間 平成30年3月～同年8月



平成 21 年（フ）第 8200 号
平成 21 年（フ）第 8588 号
破 産 者 大 島 健 伸

平成 30 年 9 月 26 日

東京地方裁判所民事第 20 部合議係 御中

破産管財人 瀬 戸 英 雄

調 査 報 告 書（ 2 1 ）

第 1 破産財団の状況等

1 破産財団の現状

平成 30 年 9 月 4 日時点の破産財団の預金残高は、3 億 2676 万 3537 円である。

2 収支の状況

前回報告（平成 30 年 3 月 14 日）以降、破産債権特別調査のための予納金の一部
1 万 6341 円が東京地方裁判所より返還された。

第 2 確定破産債権

現時点において確定している破産債権は、4 件、合計 66 億 9206 万 9438 円で
ある。

(内訳)

① SFCG 破産管財人

53 億 3343 万 5863 円

② 株式会社 IRE

7 億 2710 万 4578 円（国に担保提供された不動産の公売による求償権分）

③ 株式会社 QRE

6 億 3122 万 2222 円（同上）

④ 合資会社橋本製作所

30 万 6775 円

第 3 債権確定手続

1 破産債権査定異議の訴え（破産法 126 条 1 項）

前回報告した 4 件の破産債権査定異議の訴えのうち、下記①及び②については、

破産債権の額を0円とする査定決定を認可する判決が確定した。したがって、破産債権査定異議の訴えに係る未確定の破産債権は、③及び④の2件のみとなった。

① 株式会社ニュー（現在は株式会社ASAに吸収合併されている）

届出債権の額：25億4389万7260円

届出債権の内容：代位弁済請求権

訴訟の経過：平成28年12月22日に提訴され、平成29年10月20日、破産債権の額を0円とする査定決定を認可する判決が言い渡された。なお、ニューは第一審係属中の平成29年10月1日にASAに吸収合併された。

株式会社ニュー訴訟承継人株式会社ASAは控訴したが、平成30年4月19日、控訴棄却の判決が言い渡された。上告及び上告受理申立てはされていない。これにより、破産債権額0円が確定した。

② 株式会社IRE

届出債権の額：100億円

届出債権の内容：念書に基づく請求権

訴訟の経過：平成29年1月26日に提訴され、同年8月23日、破産債権の額を0円とする査定決定を認可する判決が言い渡された。

IREは控訴したが、平成30年2月22日、控訴棄却の判決が言い渡され、同年3月12日、IREによる上告及び上告受理申立てがなされたが、最高裁判所は、同年9月7日、上告棄却及び上告不受理を決定した。これにより、破産債権額0円が確定した。

③ 株式会社MAG ネットホールディングス

届出債権の額：37億5616万6038円

届出債権の内容：念書に基づく請求権

訴訟の経過：平成29年3月10日に提訴され、平成30年3月15日、破産債権の額を0円とする査定決定を認可する判決が言い渡された。

MAG ネットホールディングスは控訴したが、平成30年8月2日、控訴棄却の判決が言い渡され、同年8月17日、MAG ネットホールディングスによる上告及び上告受理申立てがなされた。

④ 株式会社 ASA (旧商号・株式会社 KE ホールディングス)

届出債権の額：26 億 9418 万 7151 円

届出債権の内容：念書に基づく請求権

訴訟の経過：平成 29 年 3 月 17 日に提訴され、平成 30 年 9 月 7 日、破産債権の額を 0 円とする査定決定を認可する判決が言い渡されたが、同月 20 日、ASA は控訴を提起した。

2 破産手続開始当時に係属していた訴訟の受継申立て (破産法 127 条 1 項)

(1) 申立の概要

ア 総数

33 件 (訴訟事件数：9 件) / 合計 9781 万 9942 円

イ 内容

SFCG 顧客及びその保証人 (一部は SFCG の過払債権者) の破産者に対する、会社法 429 条に基づく責任及び慰謝料請求

(2) 進行状況

訴訟事件 9 件のうち、7 件が訴えの取下げないし請求棄却判決の確定により終了した。一審の請求棄却判決を不服として控訴され、広島高等裁判所に係属していた 2 件については以下のとおりである。

① 有限会社アルファシステム他 3 名

届出債権の額：3634 万 8007 円 (4 名合計)

届出債権の内容：損害賠償請求権

訴訟の経過：平成 30 年 5 月 16 日に控訴を棄却する判決が言い渡されたところ、同月 30 日に上告及び上告受理申立てがなされた。

② 有限会社クロセ製作所

届出債権の額：1073 万 4676 円

届出債権の内容：損害賠償請求権

訴訟の経過：平成 30 年 5 月 24 日に控訴を棄却する判決が言い渡されたところ、同年 6 月 6 日に上告及び上告受理申立てがなされた。

第 4 今後の進行

上記のとおり、残る 4 件の訴訟の確定を待つて速やかに最後配当を実施することにした。

以上

財産目録及び収支計算書

資産部分 開始決定日(平成21年6月4日)現在

収支計算部分 開始決定日~平成30年9月26日

資産及び収入の部

(単位:円)

番号	科目	評価額	回収額	備考
1	現金	—	10	
2	預金	36,160,049	36,065,099	
	みずほ銀行	24,034,678	24,034,678	
	三井住友銀行	1,184,947	1,184,947	
	シティバンク銀行	10,835,247	10,835,247	
	スタンダードチャータード銀行	10,227	10,227	
	ハワイ銀行	94,950	0	外貨預金(863.19ドル)について1ドル110円で円換算。
3	不動産	—	30,000,000	ホノルル所在物件について担保権者(Q&Company(株))からの財団組入分。
4	投資信託	—	0	
	Atilla Unit Trust	—	0	持分100% (株)シグマは、譲渡担保権の主張を撤回
	Diamond Trust	—	0	持分88% (株)シグマは 譲渡担保権の主張を撤回
5	投資有価証券	286,965	1,247,135	
	(株)ゾディア 株式(200株)	—	1,000,000	
	日本駐車場開発(株) 株式(63株)	235,795	235,795	
	日本駐車場開発(株) 配当金	—	11,340	
6	その他投資	30,000,000	10,943,946	
	日本テクノロジーベンチャーパートナーズ	30,000,000	10,343,134	評価額は簿価概算。解約済み。
	ダイワMRF	—	599,881	解約済み
	三菱UFJモルガンスタンレー証券	—	931	解約済み
7	会員権	—	30,377,120	
	大利根カントリークラブ	—	12,217,300	
	白河高原カントリークラブ	—	266,400	
	桜ヶ丘カントリークラブ	—	11,893,420	売却代金7,000,000円(売買手数料106,580円)、名変預託金5,000,000円
	ゴールデンスパニユーオータニ	—	6,000,000	スポーツクラブ保証金
8	和解金	570,000,000	570,000,000	(株)シグマとの和解金(平成28年1月22日49,589,263円、同年6月24日79,159,185円、同年30日423,023,855円、同年7月1日18,227,697円)
9	その他	257,852	521,923	
	クレジットカード返金分	156,110	156,110	
	海外資産調査費用一部返還	—	247,730	
	特別調査予納金返還	—	16,341	
	預金利息	101,742	101,742	
	資産合計	636,704,866	679,155,233	
	破産申立予納金	19,987,170	19,987,170	
	財団合計	656,692,036	699,142,403	

負債及び支出の部

番号	科目	評価額	支出額	備考
1	財団債権	372,717,839	372,378,866	
	破産管財人報酬	額未定	額未定	
	破産申立予納金返還	20,069,040	20,069,040	返還済み
	破産管財業務費用	3,000,000	2,661,027	訴訟意見書費用2,161,404円 書類送付代等499,623円
	海外資産調査費用	203,221,829	203,221,829	SFCG破産財団立替分精算164,018,585円
	公租公課	146,426,970	146,426,970	平成21年度申告所得税22,220,770円(本税)及び特別区民税・都民税124,206,200円
2	破産債権	額未定	額未定	
	合計	372,717,839	372,378,866	および額未定

差引残高 金326,763,537円